

タイトル～<いわゆる「前倒し認定」の可能性>…結果「可」となるが…

## ■「警察庁からの示達」について。

先日、平成29年9月22日付けの「全日遊連発第209号」において、各都道府県方面遊協(連)理事長宛てに、「全日本遊技事業協同組合連合会」から、タイトルは【改正に伴う遊技機の取り扱いについて】として、FAXが流れた。概要は、【先日の「9月19日に、警察庁より業界6団体(全日遊連、日工組、日電協、全商協、回胴遊商、日遊協)に対して、規則改正に伴う遊技機の取り扱いについての、示達の報告」となります。

## ■いわゆる「前倒し認定」…の可能性について。

FAX文章における「認定申請」についての内容(全文)は、以下の通りです。

### 【改正規則施行前の認定申請への対応】

規則改正に伴う検定機の認定申請については、**風営法上、検定の有効期間内であればいつでも申請が可能**であり、規則改正に伴い改正規則の施行日までに認定申請が多数寄せられることが想定される。そこで都道府県警察における事務処理に大きな支障が生じることがないように、本年10月から来年1月(31日)までの間に検定機に関する認定申が平均的になされるよう、**都道府県警察が都道府県遊技業協同組合と事前に調整を行う必要がある。**

なお、認定申請が行われた遊技機のうち、検定の有効期間の満了日が改正規則の施行日(2月1日)以降である場合は、認定申請の時期にかかわらず一律に認定日を改正規則の施行日として、認定の有効期間は、認定日(施行日)から3年間となる。

但し、認定申請日から認定日までの間に、**変更承認申請が必要な部品交換を行わなければならない場合や、止むを得ず営業所から移動せざるを得ない場合は、認定申請を一旦取り下げ、改めて認定申請を行うこととなる。**

## ■ポイント①:前提条件は、「施行日までの話」ですから。

上記文面からの重要な内容の一つに、**【風営法上、検定の有効期間内であればいつでも申請が可能】**と言う部分。

しかしこの文面には**【前提条件】**があり、その旨を記載していないので、ややこしい見解が出る可能性がある。

その前提条件とは…**「2月の新規則施行日前まで」**と言う前提である。つまり、**来年の『2月以降は、現行機の認定申請は出来ない』**と言う原則が記されていない。

そもそも「遊技機規則第8条(射幸心をそそるおそれのある遊技機)の基準が変わった後に、現行(旧)規則基準の機種を、警察(=公安委員会)が、新規則に基づいて認定する事は無い。」と言うのが本筋の見解となっている。

## ■ポイント②:警察庁は、「各都道府県警察の決定」にお任せ。

警察庁の解釈として、いわゆる**『前倒し認定申請は可能』**と発したが、その**実務的な適応・運用に関しては、『各都道府県警察の判断に任せる』**と言うモノになった。もともと警察庁自体は、「行政決定はするけど、行政実務は行わない」のが原則なので、まあ当然と言えば当然なのだが、業界側としては**【全国統一の運用指針】**を具体的に指示して欲しい』と思っていたところなので、「微妙な落としどころ」となりましたね。

この結果、全日遊連は、**【都道府県警察が都道府県遊技業協同組合と事前に調整を行う必要がある】**と言う事になり、全国の各組合としては、今後前倒し認定に関しての事前調整が必要となりました。

各ホールとしては、「様々な意見が出る」とは思いますが、基本的に『全国統一見解では無い』現実と、そもそも「前倒し認定申請の受理の各警察判断の是非」が不明な現実も踏まえ、各所轄レベルでも交渉が必要となります。

## ■ポイント③:認定申請後の変更承認は不可～再申請。

現状では、各警察または各所轄によって異なる見解となっている【認定申請中の変更承認の扱い】ですが、法的な見解はただ一つ『(各)公安員会の判断が全てである』以上、「全国的にはバラバラな見解」もまた正論となります。そんな中、今回の警察庁の見解(=解釈)としては、『認定申請中の変更承認はダメ!』と言う見解の様です。警察庁から、「その示達があった」と言う事で、全日遊連の通知も、【変更承認申請が必要な部品交換を行わなければならない場合や、止むを得ず営業所から移動せざるを得ない場合は、認定申請を一旦取り下げ、改めて認定申請を行う】と発する事になりました。そうすると、ホール側としても「認定申請の段取り」等も再検討する必要性も迫まれる可能性もあり、今後は様々な「検証・検討・確認」を要する事もありますので、考慮する事案も増えそうです。

\*\*\*\*\*< 追伸 >\*\*\*\*\*

【認定によるメリット】と【認定によるリスクと損失】については、別途「会員コラム」にて詳細を追記いたしますので、そちらを参照頂ければ幸いです。

## ■今回の通知は、「認定申請の対応」と【高射幸性機撤去】問題も発した。

「全日遊連通知」のその後には、【新基準に該当しない遊技機及び高射幸性遊技機の撤去】問題にも触れている。

### 【新基準に該当しない遊技機及び高射幸性遊技機の撤去】

本年5月に警察庁から新基準に該当しない遊技機の設置比率の目標値を達成できていない営業所が存在していることや、高射幸性遊技機の撤去が進んでいないことは大きな問題であると指摘したところである。認定申請において、これらの遊技機を除外対象にしていないのは、業界の自主的な取り組みがあることを前提としているので、上記の遊技機の取り扱いを踏まえて、この取り組みを着実に進め、現実的なところで早く市場から撤去されるように努力していただきたい。

以上、各ホールにおいては、様々な見解があろうかと思えます。

しかしながら、行政側は『認定申請において、これらの遊技機を除外対象にしていないのは、業界の自主的な取り組みがあることを前提』と見ている」との事である。

つまり、『高射幸性遊技機は、(とりあえず)認定申請可能となる』と言う事になります。この件に関して『法的に問題が無い』と言うホール見解は、「非常に微妙な見解」であり、今回の「規則改正は、依存症対策の為の射幸性低下」と言う定義に基づいての改正である以上、【法的見解】・【法的見解】とは乖離している可能性もあります。

少なくとも、行政側は「ホール側の自主的な取り組みに期待している」、もしくは「お願いしている」とも受け取れる。「今後の認定申請」に対して懸念される事は、高射幸性遊技機撤去に対して【自主的な取り組みが前提】としている点になる。つまり、「前提条件がある」と言う事は、「前提条件が崩れた」場合、『現在の警察庁見解(及び運用)は変更される可能性もある』と言う事になる。

難しい問題ではあるが、「ホール側の一方的な都合だけでは、事が進まない」様相すら呈している現実。

様々な「状況対応」及び「変化」にも考慮しつつ、まだまだ今後の動向を見定めて行く必要があると思われま。

<このコラムは、無料コンテンツに該当しております。情報共有可としますが、転載・改ざん等はお控えください>  
<また、文章・資料等の所有権は、「有限会社トータル・ノウ・コネクションズ」に帰属いたします>